

日サ協発第 180119 号
2018 年 7 月 26 日

関係各位

公益財団法人日本サッカー協会

2018 年 5 月 17 日付（第 180091 号）の通達もって 2018/19 年の競技規則改正について、別紙 1「競技規則改正 2018/19（主な改正と明確化の概要）」と別紙 2「2018/2019 年競技規則の適用開始日について」の資料とともにお伝えしました。その改正の中で「第 4 条-競技者の用具：4. その他の用具-電子通信」における解釈について不明瞭な点があったため、このたび国際サッカー評議会（以下、IFAB）に確認しましたので、前回の通達とともにご確認頂けますようお願いいたします。

なお、前回の通達において IFAB の「Play fair!」戦略のもと、「ペナルティーマークからのキックの AB-BA 方式」を含む 4 つの実験参加について示されましたが、この対応についての本協会の考え方を改めて整理いたしましたので合わせてご確認下さい。

また、IFAB より 6 月初旬に 2018/19 競技規則本（英語版）を受領し、再度、改正点について照らし合わせたところ、一部の文言についてより相応しい表現に修正すべき点があったことから、この通達とともに更新しました別紙 1 を添付いたします。

既に、各協会、連盟等において、加盟クラブ、チーム、審判員等関係者に通達について共有していただいている中ですが、本通達についても再度周知徹底を図られるようお願いいたします。

第 4 条-競技者の用具 4. その他の用具-電子通信

これまでの文章

競技者(…)

チーム役員によるあらゆる形式の電子通信機器の使用は、競技者の保護や安全に直接関係する場合を除いて認められない。

新しい文章

競技者(…)

チーム役員によるあらゆる形式の電子通信機器の使用は、競技者の保護や安全に直接関係する場合、あるいは、戦術的またはコーチングの目的であれば用いることが認められる。ただし、小型で、持ち運びでき、手で携帯できる程度のものに限られる（例えば、マイク、ヘッドフォン、イヤフォン、携帯電話またはスマートウォッチ、タブレット、ラップトップ PC）。認められていない機器を使用したり、あるいは、電子または通信機器を用いて不適切な行動を取ったチーム役員は、テクニカルエリアから退席を命じられる。

公益財団法人 日本サッカー協会

〒113-8311 東京都文京区サッカー通り(本郷 3-10-15) JFA ハウス

Tel.050-2018-1990 Fax.03-3830-2005

www.jfa.jp

IFAB 解説

テクニカルエリアに向けて、また、テクニカルエリアからの通信を制限することは、もはや不可能である。他方、戦術的またはコーチングの目的あるいは競技者の保護や安全に関する情報（審判員の判定を除く）を交換することは理にかなっている。

そこで、通信を制限するのではなく、これらの機器使用に伴うチーム役員の行動に焦点をあてていくこととする。

<IFAB への問い合わせ事項>

1. テクニカルエリア内での電子通信機器の使用方法について
2. テクニカルエリア内で電子通信機器を使用するの撮影（写真やビデオ）について

1. テクニカルエリア内での電子通信機器の使用方法について

- 「あらゆる形式の電子通信機器の使用は、競技者の保護や安全に直接関係する場合、あるいは、戦術的またはコーチングの目的であれば用いることが認められる。」と規定されていることから、チーム役員はテクニカルエリア内において責任ある態度のもと電子通信機器を使用することができる。
- 使用方法としては次のような状況が考えられる。
 - テクニカルエリア上、またはベンチ内において、タブレット端末を通して「文字、図または映像」等の情報をチーム役員が競技者または交代要員に提示したり、ベンチ内においてチーム役員間でそれらの情報を共有する。
 - テクニカルエリア上、またはベンチ内において、電子通信機器から、またその機器に接続しイヤフォンなどを通じて、外部と言葉によるコミュニケーションを図る、またフィールド上のメディカルスタッフと交信をする。

日本協会の解説

- ・ チーム役員が電子通信機器を介して入手した映像をベンチ内で共有することは認められますが、その映像を審判員に見せる行為は「不適切な行動」としてテクニカルエリアから退席が命じられることとなります。
- ・ テクニカルエリア上でスマートフォンや携帯電話等の電子通信機器を直接耳に当てて外部と通信（通話）することは競技規則上、認められています。しかしながら、IFAB より態度、マナーという観点からその使用方法については考慮すべきことでもあるとの助言がありました。各リーグ、連盟及び競技会主催者において、参加クラブ、チームの状況に鑑み、必要に応じて対応するようにして下さい（競技会の注意事項に入れるなど）。

2. テクニカルエリア内で電子通信機器を使用するの撮影（写真やビデオ）について

- ここで言う「電子通信機器」の使用とは、電子的パフォーマンス・トラッキングシステム（EPTS）等のデータ転送と、言葉によるコミュニケーション、またチーム役員間やチーム役員と競技者や交代要員の間で情報（文字、図、映像など）を共有することであり、撮影（写真、ビデオ）は含まれてはいない。
- すなわち、電子通信機器に付帯しているものによるものも含めて テクニカルエリア内（ベンチを含む）においては、いかなる撮影（写真、ビデオ）も認められない。

IFAB の解説にもありますが、チーム役員は、この改正が「テクニカルエリアからの通信を制限することはおおよそ不可能」という状況から「戦術的またはコーチングあるいは競技者の保

護や安全にかかる目的に限り通信が認められた」ということを改めて認識するとともに、加えてテクニカルエリアでは常に「責任ある態度で行動しなければならない」ことを再確認することが求められていることを十分にご理解いただけるようお願いいたします。

Play fair! (公平・公正にプレー！)

通達より

次の実験に参加することを考え、情報を入手したい各国サッカー協会や競技会は連絡をしていただきたい。

- ・ ペナルティーマークからのキックの AB-BA 方式
- ・ テクニカルエリアのチーム役員による不正行為にレッドカードやイエローカードを示す
- ・ 守備側競技者は、ゴールキックや守備側チームによるフリーキックでボールがペナルティーエリアを出る前であってもボールをプレーすることができる
- ・ 交代して退く競技者は、最も近い境界線から競技のフィールドを出る（セキュリティーの観点を考慮する必要があるが）

日本協会の決定

「ペナルティーマークからのキックの AB-BA 方式」は第 98 回天皇杯にて導入しましたが、これは、IFAB が示している他の 3 つの項目と共にあくまでも実験としての扱いになっています。これらの導入については、サッカー競技および競技運営の考え方にも影響があることから、地域・都道府県における競技会においては、本協会が今後の方針を決定し通達するまでは導入しないものとします。

以上

※添付資料

- 別紙 1 「競技規則改正 2018/19（主な改正と明確化の概要）」の更新版
（別紙 1 については本競技規則に掲載済）